

令和6年度 第1回  
利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会  
(議事録)

令和6年11月1日(金)

江戸川河川事務所総合管理棟1階会議室

(WEB併用)

出席者(敬称略)

委員長 田中 規夫 (埼玉大学大学院 理工学研究科 教授)  
委員 栗岡 真理子 (埼玉県立歴史と民俗の博物館 館長)  
手塚 広一郎 (日本大学 経済学部長)  
堂本 泰章 ((公財)埼玉県生態系保護協会 専務理事)  
中村 恭志 (東京科学大学大学院 環境・社会理工学院融合理工学系  
准教授)  
二瓶 泰雄 (東京理科大学 創域理工学部社会基盤工学科 教授)  
畠瀬 頼子 ((一財)自然環境研究センター 主席研究員)  
平林 由希子 (芝浦工業大学 工学部土木工学科 教授)

(五十音順)

## ◆挨拶・委員紹介等

### 【田所副所長】

ただいまより令和6年度第1回利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会を開会します。本日はご多用のところ、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局江戸川河川事務所副所長の田所と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会は、対面とWebを併用した開催とさせていただきます。

報道機関の皆様におかれましては、記者発表の際にお知らせしておりますとおり、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきます。また、取材にあたっての注意事項に沿って適切に取材をして頂き、議事の進行にご協力を頂きますようお願い致します。

会場の皆様におかれましては、職員等により記録撮影を行っておりますので、ご了承願います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。配付資料につきましては、一覧のほかに、議事次第、委員名簿、委員会の規則、運営要領・公開規定・傍聴規定、そして、資料1 河川整備計画の点検について、資料2-1 直轄河川改修事業の説明資料、資料2-2 費用対効果様式集となっております。不足等ございましたら、お知らせをお願い致します。

続きまして、議事次第の2に移ります。

初めに、江戸川河川事務所長の小池より挨拶をさせていただきます。小池所長、お願い致します。

### 【小池所長】

皆さん、こんにちは。江戸川河川事務所の小池でございます。

本日はお忙しい中、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、江戸川河川事務所の事業をはじめ、国土交通行政に対しましてご支援、ご理解を頂きまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、河川整備計画は、策定時点における状況を踏まえ、当面の目標、また、具体的な河川整備内容を定めたものでありますが、その後の状況の変化を反映できるよう適宜点検を

行い、必要に応じて変更を行うものとしているところでございます。

中川・綾瀬川は、令和5年11月に河川整備計画を策定いたしましたが、当委員会において、策定後の流域における社会情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況や見通しなどを適切に反映できるよう、その内容について点検を行い、委員の皆様方のご意見をお聞きすることを目的としております。

また、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」の中では、河川整備計画の点検のための委員会が設置されている場合には、その中で審議を行い、その結果を関東地方整備局が設置している「事業評価監視委員会」に報告するといった形となっております。

事務局評価監視委員会に代わり、中川・綾瀬川河川整備計画の点検の中で直轄河川改修事業をご審議いただくことも、今回の目的としてございます。

詳細については後ほど説明をさせていただきますが、中川・綾瀬川は、昨年、令和5年6月に台風第2号により約4,000戸にも及ぶ浸水被害が発生しました。その被害を契機とし、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」を国・県・関係市町が一体となって策定し、整備を加速しております。直轄河川事業としましては、堤防の未整備区間の整備や、八潮排水機場の増強などを中心に、河川整備計画に基づいて着々と整備を進めている状況でございます。

また、河川整備計画策定以降も様々な検討が本省等でもなされており、河川改修を取り巻く状況は変わっている部分もございますが、現計画に基づきまして、しっかりと進めているといった状況も後ほどご説明をさせていただこうと考えております。

本日は限られた時間でございますが、忌憚のないご意見を頂くとともに、ご審議を頂きますよう、よろしく願いいたします。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【田所副所長】

ありがとうございました。続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

埼玉県立歴史と民俗の博物館、栗岡委員でございます。本日は Web でのご出席となります。

**【栗岡委員】**

栗岡でございます。よろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

委員長をお願いしております埼玉大学大学院、田中委員長でございます。

**【田中委員長】**

田中でございます。よろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

日本大学、手塚委員でございます。

**【手塚委員】**

手塚でございます。よろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

埼玉県生態系保護協会、堂本委員でございます。

**【堂本委員】**

堂本です。よろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

東京科学大学大学院、中村委員でございます。本日はWeb でのご出席です。

**【中村委員】**

中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

東京理科大学、二瓶委員でございます。本日はWeb でのご出席となります。

**【二瓶委員】**

二瓶です。よろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

自然環境研究センター、島瀬委員でございます。Web でのご出席となります。

**【島瀬委員】**

島瀬です。よろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

芝浦工業大学、平林委員でございます。Web でのご出席となりまして、都合により 14 時 45 分までと伺っております。

**【平林委員】**

平林でございます。よろしくお願いいたします。

**【田所副所長】**

オブザーバーとしまして、埼玉県及び東京都に Web でのご出席をいただいております。  
続きまして、委員長よりご挨拶を頂きたいと思っております。田中委員長、ご挨拶をお願いいたします。

**【田中委員長】**

この委員会の委員長を務めさせていただいております埼玉大学の田中です。改めてよろしくお願いいたします。

本日、お忙しいところお集まりいただき、また、Web で参加いただき、ありがとうございます。

この会議の目的ですけれども、議事にありますように、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画の点検と、中川・綾瀬川直轄河川改修事業の事業再評価となっております。

この河川整備計画ですが、先ほど小池所長より話がありましたように、昨年 11 月に策定をされています。策定前の 6 月に大きな水害があり、それを加味して策定された訳ですけれ

ども、その後の事業の進捗とか社会状況の変化を踏まえて、このままこの事業を継続するかどうかということを審議する、そういう位置付けになっております。

社会状況の変化としては、この1年間、いろいろございました。例えば、今年の3月に特定都市河川の指定を受けたこと。それから今年の5月に国土交通省の方から国際的なネイチャーポジティブ、30 by 30などの動きも踏まえて河川環境にも定量的な目標を設定して管理し、もっと生物多様性を流域内で増やしていこうという自然環境面でも動きがあったということ。また今年の7月に利根川の河川整備基本方針の変更があったということ。さらに、最近、荒川の河川整備基本方針の議論がされていることなど、大分いろいろな動きがありました。河川整備基本方針については、すぐに河川整備計画に反映するものではない将来形のことではありますけれども、社会状況としてはいろいろなことが変わってきています。気候変動の影響と、生物多様性と、大きな2つの柱が世界的にも動いておりますけれども、まさにこの流域は、その大きな2つを考えながら進めなければいけない流域だと思っております。

そういうことで、今日は皆様からは忌憚のないご意見をいただきまして、今日の会議が有意義なものとなるように、よろしく願いいたします。

#### 【田所副所長】

ありがとうございました。

報道機関の皆様にお伝えいたします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事次第の3、議事に移ります。

委員の皆様にお願いがございます。ご発言にあたりまして、委員長の指名の後に所属とお名前のご発言をお願いいたします。

また、Web参加の委員の皆様におかれましては、挙手機能でお知らせを頂きまして、その後にご発言をいただければと思います。

それでは、ここからの進行を田中委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◆議事 (1) 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画の点検について

【田中委員長】

それでは、早速ですけれども、議事次第3の(1)「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画の点検について」に入ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

【太田計画課長】

本日資料の説明をさせていただきます計画課長の太田と申します。

資料としましては、右上に資料1とあります「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画の点検について」でご説明したいと思います。

それでは、1枚めぐりいただきまして、河川整備計画の点検についてのご説明です。

河川整備計画は、当面の具体的な整備を定めたものであり、適宜その内容については点検を行い、必要に応じて変更することになってございます。中川・綾瀬川河川整備計画にも、必要に応じて見直しを行う旨、記載してございます。

資料の左半分にありますように、その点検の視点としましては、1から5の項目で点検をすることになっており、河川整備計画の目次構成に照らして点検していくことになってございます。

2枚目は、河川整備計画点検及び変更の流れについてですが、この点検は、事業評価の実施時期等を勘案して計画的に実施していくことになってございます。この点検の結果、河川整備計画の見直しの必要があれば、河川整備計画の変更の検討を進めていくことになりませんが、見直しの必要がなければ、現計画に基づいて事業を実施していくという流れになってございます。

資料は37ページを先に説明させていただきます。まず、これから説明します事務局案のスタンスをご説明させていただいて、そのスタンスをご理解いただいた上で、資料を見ていただければと思います。

ご覧いただきますように、最上段のブルーの帯で、令和5年11月、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画が策定されたということで、1年経ちまして、緑の帯の令和6年11月現在において河川整備計画の第1回点検をするという状況になってございます。

詳細については、この後具体的に説明してまいります。黄色い帯にありますとおり、流域の社会情勢の変化という視点において、まずは土地の利用や人口等に大きな変化がないこ

と、国管理区間において洪水等によって堤防の決壊の災害が発生しないということ、また、水質においてもBOD75%値において環境基準を引き続き達成しているという状況になっております。

それから、河川整備の進捗状況や見通し等の視点については、河川整備計画に基づいて、着実に事業が実施している状況でございます。

次に、河川整備に関する新たな視点ということで、委員長のご挨拶にもございましたとおり、「利根川水系河川整備基本方針」が7月に変更されたこと、「流域治水プロジェクト2.0」が今年の3月に更新されたこと、令和6年3月に中川・綾瀬川流域は「特定都市河川浸水被害対策法」に指定されたこと、また、「多段階の浸水想定区域図や水害リスクマップ」が令和4年8月に公表されているという状況でございます。

また、地域の意向という視点については、河川改修事業や環境整備事業に対して、関係市から引き続き事業の継続を要望されているという状況でございます。

このような状況もありますので、点検を踏まえた今後の方針としましては、引き続き河川整備計画に基づいて事業を実施し、早期に目標となる治水安全度の達成に向けて整備を加速していきたいと考えてございます。また、気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、流域全体での取組を促進してまいりたいと考えています。あわせて、豊かな自然を再生するとともに、容易に触れ合うことができる水辺空間の確保のための整備も継続していきたい、このようなスタンスでございます。では、具体的な内容について説明させていただきます。

ページを戻りまして、3ページからご紹介いたしますが、昨年度、河川整備計画の策定の際にご審議いただいた資料については、状況の変化があったものについて詳しく説明していきたいと思っております。

3ページ目は、流域の概要であり、低平地で緩勾配、市街地が進展しているということで、情勢の変化はございません。

4ページ目は、洪水による災害の発生防止ということで、堤防の整備状況ですとか浸透に対する対策の必要性、決壊した場合のリスクについて、情勢の変化はございません。

5ページ目は、令和5年6月の洪水を契機として、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」を今年の4月に策定したことについてです。この甚大な浸水被害に対して、大幅な軽減を目指すという目標を掲げております。このプロジェクトにおける国のメニューは、河川整備計画のメニューのうち、計画期間の前半で実施しようとしていたメニューを位置付け

たものとなります。これらは河川整備計画の前身である流域整備計画の残メニューを位置づけ、実施することとしております。

6 ページ目は、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」として、主要な地点の流況、取水されている状況、また、右側の「河川環境の整備と保全に関する現状」として、水質の環境基準を満足している状況を整理しており、情勢の変化はございません。

7 ページ目は、「河川環境の整備と保全に関する現状と課題」に関する自然環境、河川空間の利用、景観という項目立ててございますが、情勢の変化はございません。

8 ページ目は、「河川維持管理の現状と課題」ということで、資料左側の堤防については引き続きの維持管理を継続している状況です。右側の上段箱書きの上から3つ目のポツの記載について、過去に排水機場のポンプが停止する事態が発生したということで、具体的には昨年6月の洪水で三郷排水機場が冷却系統の安全装置が働いたことで停止する事態が発生しております。このことも含めて、予期せぬ故障のリスクを抱えているという課題について改めて追加させていただいたところでございます。

また、次のポツにございますが、このような不測の事態への対応を検討する必要があり、また設置されている排水機場は、設置から長期間経過し老朽化も進行しているということも踏まえて、検討の必要性があることを課題として整理させていただいております。

9 ページ目は、全国や関東という範囲における新たな課題ということで、こちらについても情勢の変化はございません。内容として、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換という視点、それから気候変動適応策の推進という視点で、リスクの増大や水害の激甚化についての対策を進めていく必要があるという視点、首都直下地震等の大規模地震への備え、それに向けた防災まちづくりを進めていく必要があるという視点について情勢の変化はございません。

10 ページ目は「今後取り組むべき課題」ということで、委員長のご挨拶にもありましたが、ネイチャーポジティブという世界的な潮流を踏まえた課題ということで、今年の5月に「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」の提言がとりまとめられたところでございます。この提言では、河川環境についても定量的な目標を設定して取り組むことが重要であるとか、流域治水と一体となって、流域全体で生態系ネットワークを構築していくことの重要性が提言されてございます。今後、中川・綾瀬川においても、この提言を踏まえて、ネイチャーポジティブを実

現する川づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

11 ページ目は、「治水計画の経緯」でございます。こちらについては、昨年11月以降に変化があったものとして、右側の最下段にございますとおり、今年の7月に利根川水系河川整備基本方針が変更されたことを追記してございます。なお、変更はされましたが、中川・綾瀬川の主要地点である吉川地点の1,100m<sup>3</sup>/sと、谷古宇地点の90m<sup>3</sup>/sという計画高水流量については、これまでのものを踏襲している状況でございます。

12 ページは、「過去の洪水等による災害の発生の状況」ということで、こちらについては、計画策定以降、情勢の変化はございません。

13 ページ目は、令和5年6月の洪水をまとめたものでございます。こちらも河川整備計画策定時に紹介させて頂いた内容かと思えます。

14 ページ目は、「洪水の発生状況」についてまとめたものです。河川整備計画策定以降、大きな洪水は発生していないということで、年最大流域平均2日雨量の整理、吉川地点における年最大流量の整理をしてございます。河川整備計画の目標流量を超えるような洪水は発生してございません。

15 ページ目は、「渇水の発生状況及び水質の状況について」です。まず、渇水等の問題は生じてございません。また、水質の状況についても、環境基準C類型を下回る水準で推移している状況であり、情勢の変化はございません。

16 ページ目は「地域からの主な要望事項」です。大項目として、治水対策の促進、河川環境の整備と保全、河川管理、減災・危機管理対策、それぞれについて、流域内の自治体等から河川整備計画に基づき対策を推進することについてご要望をいただいている状況でございます。

17 ページ目は、「事業の進捗状況」についての視点でございます。まずは、計画策定以降完成した整備をまとめてございます。河川整備計画のメニュー位置図に策定以降完成した箇所を青い線でお示ししております。中川・綾瀬川の下流部に青い線を記載してございます。

この状況を整理した表が左下にございまして、整備の進捗率もお示ししてございますが、中川・綾瀬川の堤防の整備は、4%と1%の進捗率となっております。それ以外については完了したものがなく、全て0%という状況になっております。この状況について、次のページからご説明させていただきます。

18 ページ目の左側は堤防の整備状況です。綾瀬川も同様ですが、堤防の整備は、対岸の

整備状況や関係機関との調整、旧堤防を含む背後地の状況等を踏まえつつ、原則として下流から順次整備を進めている状況です。中川については、木売地区で整備を進め、綾瀬川については、南花畑地区で整備を進めて完了した状況でございます。

右側の河道掘削、橋梁については、進捗0%ということで、引き続き河川整備計画に基づいて今後実施してまいりたいと考えてございます。

19ページ目の左側は、放水路及び排水施設の整備についてです。こちらについても引き続き河川整備計画に基づいて整備してまいりたいと考えてございます。右側の侵食・浸透対策や耐震対策についても同様です。

20ページ目は、「減災・危機管理対策」として土砂等の備蓄や施設の遠隔化、観測機器等の二重化、また、緊急用物資の輸送等に関する整備、こちらについても今後整備してまいりたいと考えてございます。

21ページ目は環境の観点で、まずは「自然環境の保全と創出」という観点でございます。こちらについても継続して実施しているところでございますが、1点、右側の「豊かなふれあいの確保に関する整備」の上から2つ目の点でございますが、河川とそれにつながるまちを活性化するという視点で、「かわまちづくり」を推進していくこととしており、昨年度、こちらのフォローアップ委員会で「葛飾中川かわまちづくり事業」の事業再評価をご審議いただいたところでございます。こちらについて、現在、工事着手に向けて地元の葛飾区と調整を進めている状況でございます。

22ページ目は、維持管理の視点でございます。堤防や河道、許可工作物の維持管理については、引き続き実施してまいりたいと考えています。右上にあります「排水機場等の河川管理施設の維持管理」については、先ほど現状と課題で触れましたとおり、排水機場の改良や改築・更新にあたり、機器の二重化等による冗長性を確保していきたいと考えてございます。また、本流域は、流域外への排水が治水上も非常に重要ということで、不測の事態に備えてバックアップ体制の確保の検討など、危機管理対応の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

23ページ目は、「不法行為に対する監督・指導」と「基礎的な調査・研究」、「地域における防災力の向上」についてですが、こちらについても引き続き実施しているところでございます。

24ページ目は、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」についてです。こちら、流域内の雨量や河川流量の観測、塩化物イオン濃度の水質監視、それら

を引き続き継続して実施しているところでございます。

次に、「河川環境の整備と保全に関する事項」ということで、「水質の保全」や「河川空間の適正な利用」については、引き続き継続して実施しているところでございます。1点、右上の「自然環境の保全」の上から2つ目の特定外来植物についての対応でございます。この中で、「また」以降に記述しておりますが、ナガエツルノゲイトウという特定外来植物が勢力を増して、非常に繁殖力の強い植物として知られております。現時点で中川・綾瀬川においては確認できておりませんが関係機関とも協力して、早期発見と早期駆除等の防除や、まん延防止のための情報共有について取り組んでまいりたいと考えてございます。

25ページ目は、「河川環境の整備と保全に関する事項」ということで、多岐にわたる項目がございますが、「水面利用」、「景観の保全」、「環境教育の推進」、「不法投棄」、「不法係留」、「ホームレス対策」について、引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

26ページ目は、「流下能力」に関する進捗状況でございます。引き続き流下能力が不足している区間がございますが、具体的に申しますと、グラフにおいて緑色で示されている部分については、流下能力が不足している箇所となっております。進捗としましては、上段の図と比較し、下段の図は16キロの辺りで緑色がなくなっているところがありますけれども、ここは、先ほど19ページで説明した青い部分の河川整備により流下能力が向上したという状況です。全体を通して、流下能力の向上に対して大きな支障はなく、順次実施している状況でございます。

それから、26ページ目の綾瀬川についてです。こちら、引き続き対策が必要な箇所は残っている状況です。南花畑というところで整備も実施しているところではございますが、流下能力を評価する断面において表れていないということで、現場では着実に河川整備は進められている状況です。

28ページ目は整備の効果の事例の紹介でございます。まずは治水の効果として、今年8月の台風第10号により流域平均で48時間に144mmの降雨がございました。この出水では、直轄のポンプ等で降った雨の約2割を排水しており、このこともあり、今回、浸水被害は生じませんでした。左下のように同規模の洪水が過去には発生しており、平成8年9月では、流域平均で152mmの雨が降り、当時約3,000戸の浸水被害が発生していた状況でした。同等の雨が降ったにもかかわらず、今回の浸水がなかったことが治水の効果かと思えます。なお、こちらは直轄の整備のみならず、都県の河川改修や流域で実施している流域対策の効果も相まったものだと考えてございます。

29ページ目は水質や河川利用に関する効果事例です。まず、左側は水質に関して、オレンジ色の吹き出しで記載していますように、それぞれ事業が平成15年や平成20年、平成17年、平成21年と完了してございまして、そのこともあって、グラフに示していますとおり、水質については劇的に改善し、現在は環境基準を下回る水準で維持できていることが、これらの事業の効果と捉えてございます。

また、右側の河川利用に関しては、中川やしお水辺の楽校が令和4年に完成し、現在、モニタリングを実施中という状況です。また、水辺を利用した体験活動等も行われている状況です。このように利用環境が改善している状況を効果と捉えております。

30ページ目は、事業の進捗の見通しをお示ししたものでございます。まず凡例をご覧いただきたいのですが、全体30年のなかで実施するものについては緑色、当面7年で実施するものは、赤色で示してございます。当面7年では、先ほどご紹介しました「緊急流域治水プロジェクト」のメニューである堤防の整備や河道掘削、橋梁の暫定対策や排水機場の増強等を進めていきたいと考えてございます。

また、環境の観点で、先ほどご紹介しました中川八潮地区でのやしおの水辺の楽校のモニタリングや、中川の下流部で実施している「葛飾中川かわまちづくり事業」を実施していきたいと考えてございます。

31ページ目は、コスト縮減の取組でございまして。中川で実施している事例の紹介でございまして、家屋に近接して堤防盛土を実施する場所において、部分フローティング鋼矢板工法を採用しながら実施している事例でございまして。イメージ図にありますとおり、従来工法は、全ての矢板を支持層まで着底させておりましたけれども、部分フローティング工法は、支持層まで届かせる矢板の数を少なくし、頭部で矢板を連結して変位を抑制する工法でございまして。この工法によって約2,000万円のコストが縮減できたということでございます。このような事例のほかにも新たな知見とか新技術の活用等を検討して、コスト縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

32ページ目は、河川整備に関する新たな視点ということで、気候変動を踏まえた治水計画の見直しに関してです。今年の7月1日の時点で、全国では21水系の河川整備基本方針が変更されており、この7月1日に利根川水系の基本方針が変更されております。

33ページ目は、流域治水プロジェクト2.0の更新ということで、気候変動を踏まえた場合、同じ安全度を同じ期間で達成するために必要なメニューを仮定として落とし込んだプロジェクト位置図を令和6年3月に公表しております。こちらの図に基づいて、リスクコ

コミュニケーション等を図っていければと考えてございます。この2.0の公表の際は、グリーンインフラに関する位置図についても、併せて公表させていただいている状況です。

35ページ目は、特定都市河川の指定ということで、令和6年3月29日に中川・綾瀬川の43河川について、特定都市河川指定させていただいております。現在は流域水害対策協議会を立ち上げまして、その中で、流域水害対策計画の策定に向けた協議を進めている状況でございます。

36ページ目は、多段階の浸水想定区域図及び水害リスクマップの公表についてです。こちらは河川整備計画の策定時点で既に公表されているものですが、公表したものは、国管理河川からの外水氾濫のみを示したものでございます。今後は、国管理河川以外の外水氾濫や内水氾濫も考慮した図を作成・公表していく予定でございます。

37ページ目は、冒頭ご説明したとおり、点検結果の方針をまとめたものでございます。説明は以上になります。

#### 【田中委員長】

それでは、どなたからでも結構ですので、挙手の上、質問、コメントなどご発言をいただければと思います。

平林委員、お願いします。

#### 【平林委員】

平林です。よろしくをお願いします。

説明も非常に分かりやすく、ありがとうございました。

流域治水2.0について質問させていただきたいのですが、もう既に着実に進めている中で、さらに加速するための事業も入っているかと思うのですが、新たに追加されたものは具体的にどのような事業なのか、それから、コスト削減として矢板の事例紹介がありましたけれども、水門や排水機場の施設を更新するにあたって、何かプラスでできること、例えば、過去の気候変動を踏まえた委員会では、設計時点で後から追加できるように、少しフレキシブルに対応できるようデザインしておく、という議論もあったかと思うのですが、何かこの流域で考えていることがありましたら、教えてください。よろしくをお願いします。

**【田中委員長】**

それでは、事務局、回答をお願いします。

**【太田計画課長】**

ご質問、ご意見ありがとうございます。

まず、流域治水プロジェクト2.0の中川・綾瀬川の状況についてご説明させていただきます。このプロジェクト2.0の議論を始めたときは、まだ河川整備計画は策定されておらず、総合治水の計画である流域整備計画のメニューを基本として、流域治水プロジェクトを策定してございました。流域整備計画は年超過確率1/10という水準の計画ですけれども、その1/10の外力を、気候変動を踏まえて、雨量1.1倍、流量1.2倍にして外力を増大させたものが、昨年策定した河川整備計画の外力規模と同程度でございました。ということもありまして、流域治水プロジェクト2.0で黄色ハッチングしているメニューは結果として、河川整備計画のメニューが旗揚げされているという状況になっております。

それから、気候変動に関する設計上の工夫ということで、先生がおっしゃるとおり、外力の増大を踏まえて、予め余力を持たせた施設設計という考え方があり、例えば、水門のかさ上げする必要があることが想定されている場合には、かさ上げできるような構造であらかじめ作っておくということでございます。

また、直轄の排水機場の50m<sup>3</sup>/s規模の施設では少し考えにくいところではありますけれども、全国的な概念では、マスプロダクツ型の排水ポンプの実装という試行が始まっており、特注品ではなく、市販品のエンジン等を使いながら、安くポンプを整備するというものもございまして、このような新たな知見も検討の中に入れながら、コスト縮減に努めていきたいと考えてございます。

**【平林委員】**

よく分かりました。ありがとうございます。

**【田中委員長】**

他にありませんでしょうか。

二瓶委員、よろしく申し上げます。

**【二瓶委員】**

どうもご説明ありがとうございました。

33ページの流域治水プロジェクト2.0のなかに、流域対策量を800万 m<sup>3</sup> から940万 m<sup>3</sup> に増やすという記述があり、また水田の活用とグリーンインフラが掛け算で書かれているのですけれども、従来から実施している雨水貯留浸透対策だけではなく、グリーンインフラも対策量として扱うことについて何かお考えのものはあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

**【太田計画課長】**

ご質問ありがとうございます。

流域対策で見込もうとしている940万 m<sup>3</sup> の中に、グリーンインフラに関するボリュームというのはカウントできておりませんが、概念としては、現時点で中川・綾瀬川流域に存在する水田等の保水・遊水機能を有する土地をできるだけ維持・保持していけるような方向に誘導していきたいと考えており、「田んぼダム」の取組をグリーンインフラとして拡大することができればと考えております。

**【二瓶委員】**

説明は分かりました。現時点ではそうかなと思うのですけれども、田んぼの機能は非常に重要な役割を果たしていると思うので、浸水センサーなどのモニタリング機器も発展していますので、そういうのも考慮しながら、対策量に組み込めるような技術開発というのものは非やっただくといいかなと思います。よろしくをお願いします。

**【太田計画課長】**

ありがとうございます。

**【田中委員長】**

他にコメント、意見ありますでしょうか。堂本委員。

**【堂本委員】**

堂本です。よろしくお願いたします。

ちょうど今グリーンインフラの話が出ましたけれど、資料の中で、中川の自然環境は都市

部に残された貴重な水辺空間となっていると書かれているわけですが、治水事業を進めるには、その貴重な水辺空間の樹林を伐採し、河道の掘削をしていくわけで、その辺のバランスの取り方がポイントになってくると思います。10ページ目にはネイチャーポジティブを実現するというので、新たな川づくりのあり方の提言も出されているわけですね。

このことについては、流域の市や町がネイチャーポジティブについてどこまで認識しているかが重要なポイントになると思います。中川の治水安全度を高めるためには、河道内にかなり手を着けることになっていくと思うのですが、流域の市や町において最も樹林帯や自然が残っているのは多分、中川・綾瀬川の川の中だと思います。それが失われるとなると、その分のカバーを堤内地でもやらなければいけません。流域の市や町の方から治水事業を進めてほしいという要望を受け、河川行政としても治水事業を進めなくてはならないと考えたとき、川の中だけではネイチャーポジティブを目指すことは非常に難しい。そうであるならば、流域の市や町も、治水事業で失われるだろう河川の中の自然環境をどれだけ堤内地で再生することができるか真剣に考えていただかなければいけない時期に来ているのかなと。

そういった意味では、例えば、流域治水プロジェクトの検討をする際には、その辺のところも踏み込んで、市や町の意向をしっかりと確認していただいて、自然環境の再生を受け止めていただかないと治水事業もスムーズに進まないということを共通認識として持ってもらいたいと思います。今後、プロジェクトを進めるにあたって、市や町に対して強く、事務所のほうでもアピールしていただきたいと思ったところです。よろしくお願いします。

#### 【田中委員長】

事務局より回答をお願いします。

#### 【小池所長】

ご意見ありがとうございます。

治水対策と環境、グリーンインフラを両立していくためには、地域の方のコンセンサスなども重要ですし、意見もお聞きしながら、整備にあたっては丁寧に進めていきたいと思いますので、また引き続きご指導よろしく願いいたします。

**【田中委員長】**

そういう意味では、今年5月に出た自然環境の定量目標を定める話とか、あるいは、この33ページと34ページがもっとリンクして見えるように、川の中の樹木を伐採するようなところは、先ほど堂本委員が言われたように、グリーンインフラの整備としてその地域にネットワークとしてつながるように、川の中にあったものを地域として代替するものがあるとよいですね。流域全体でつながりをきっちり維持しているんだよという、つながりが見えるような形で今後整理してもらえるとありがたいかなというふうに思います。

他にありますでしょうか。では、私からも一つ。先ほど三郷排水機場で二重化というような話があったのですが、排水機場が動かなくなると、この中川・綾瀬川では大きな影響がある。そういう意味では、全ての排水機場でバックアップ、二重化が必要だと思うのですが、現状、首都圏外郭放水路を含めて、どのような体制になっているか教えていただければと思います。

**【小池所長】**

流域には、埼玉県の排水機場や国である江戸川河川事務所や荒川下流河川事務所で管理する排水機場があります。中川・綾瀬川の治水において、強制的に排水する施設の機能維持は極めて重要なことだと考えております。

今、委員長からご質問のあった、どこかの機場が何か事情があったときにどうなっているかということについてですが、協定を結んでいまして、例えば、ある機場で何か支障があることが判明した場合、早めに他の機場を動かして、それを補完するというようなことをやっております。そういうことも含めて、今後も危機管理対策としてしっかりやっていきたいと考えております。

**【田中委員長】**

ありがとうございます。

他にご意見ありますでしょうか。畠瀬委員、よろしく申し上げます。

**【畠瀬委員】**

自然環境研究センターの畠瀬です。

自然環境関係でということで、先ほど24ページの自然環境保全のところ、特定外来生

物の影響の特に大きい、ナガエツルノゲイトウについて、今、中川・綾瀬川には入っていないようですが、早期発見に取り組むことを書いていただいたのは、非常に素晴らしいと思っております。単に自然環境への悪影響だけではなく、取水ポンプに影響を及ぼしたりした事例もある種類なので、入ってきて、増えさせてしまうと手が着けられないと考えております。

ただ、その下のほうで、河川水辺の国勢調査の結果を基に分布を確認しというようにも受け取れます。まだ入っていない、もし入ったら早期に対応したほうがいい種類については、河川水辺の国勢調査を待っていると手遅れになるという可能性もありますので、もう少し即時に対応できるようなことを考えられた方がいいのではないかなと感じました。具体的には、怪しいものは識別できるような写真資料を配っておいて、情報提供を呼びかけるようなことをしてもいいように考えましたので、コメントさせていただきます。

**【田中委員長】**

事務局から何かありますか。

**【小池所長】**

ご意見ありがとうございます。

非常に参考になるご意見でございますので、検討に入れつつ、さらに他の河川事務所とも情報共有しながら、どこに出てきたとかいう情報も踏まえて監視していきたいと思っておりますので、引き続き頑張ってまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

**【島瀬委員】**

よろしく願いします。

**【田中委員長】**

他、ありますでしょうか。

概ね出尽くしたというふうに考えてよろしいですかね。それでは、議事（１）「河川整備計画の点検」について、まとめたいと思っております。

初めに説明いただきましたように、資料の３７ページに点検結果として、「点検結果を踏まえた今後の方針」が書かれております。今日の委員会の中では、ネイチャーポジティブと

して、今後の河川整備に伴う自然の減少を流域全体としてどのように、グリーンインフラも含めて対応していくか、という意見はありましたけれども、基本的には、事業の継続を否定するようなネガティブなコメントはありませんでしたので、今後も、この流域における課題としての流域治水を推進しつつ、自然再生や良好な水辺空間の確保に関する整備なども進めていただくということで、引き続き河川整備計画に基づき事業を実施していくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【田中委員長】

反対意見はありませんので、河川整備計画を見直しする必要はないということいたします。よろしく願いいたします。

#### ◆記事2 事業再評価 中川・綾瀬川直轄河川改修事業

【田中委員長】

それでは、続きまして、議事次第3の(2)「事業再評価 中川・綾瀬川直轄河川改修事業」について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【太田計画課長】

続きまして、資料2-1をご覧くださいと思います。中川・綾瀬川直轄河川改修事業の事業再評価についてご説明させていただきます。

まず、本資料の内容については、先ほど説明いたしました点検で説明した内容が多く盛り込まれてございますので、その資料の説明は割愛しつつ、事業再評価として整理したページを重点的に説明させていただきます。

また、こちらまずは事務局の方針(案)を先にお伝えしつつ内容のご説明をさせていただきたいと思いますので、最後の18ページをご覧くださいと思います。このページは、これから説明する内容を総括したものでございます。

まず1つ目、「事業の必要性に関する視点」ということで、事業の投資効果についてのまとめでございます。社会情勢等の変化ということについては、中川・綾瀬川は市街化率の高

い地域を流下していて、人口も非常に多いということ、また鉄道・道路等の主要な交通網も整備されていて、人口・資産が集中している状況ということで、被害ポテンシャルも大きい地域になってございます。このような流域の社会経済情勢を踏まえて、引き続き、中川・綾瀬川河川改修事業によって災害の発生防止または軽減を図ってまいりたいと考えてございます。この事業の投資効果ですけれども、令和5年度時点評価ということで、B/Cにしますと、46.6という数字が算出されているところでございます。

また、(2)「事業の進捗状況や事業の進捗の見込みの視点」ということで、こちらについても、今後の実施の目途・進捗の見通しについて、大きな支障はなく今後も事業実施にあたって、社会情勢の変化に留意しつつ、関係機関、地元関係者との調整を十分に行いながら実施してまいりたいと考えてございます。

(3)「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」でございます。こちらについても、新技術の開発や新たな知見、ICT技術の活用、または、建設発生土の有効活用等に取り組んで、引き続き一層のコスト縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

(4)「今後の方針(原案)」ということでまとめますと、当該事業は、現段階においても、災害発生防止または軽減を図る目的の必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と事務局では考えてございます。

この対応方針をまとめた経緯について、資料に基づき説明させていただきたいと思えます。

2ページ目に戻っていただき、こちらは流域の概要をまとめたものでございます。

3ページ目は河川改修の経緯をまとめたもので、こちらも点検でご説明した内容です。

4ページ目の主要な過去の洪水の被害の実績、こちらも点検でご説明した内容です。

5ページ目の昨年度の出水に特化した状況のまとめ、こちらも点検でご説明した内容です。

6ページ目の緊急流域治水プロジェクトを策定したということで、こちらも点検でご説明した内容です。

7ページ目は災害発生危険度ということで、堤防もまだ未整備区間はございますし、リスクについても引き続きあるということで、先ほどの説明資料と同じものでございます。

8ページ目の「地域の協力体制」について、まず左側ですけれども、地域と一緒に実施していることとして、「流域治水協議会」と「減災対策協議会」を共同で開催しております。これまではそれぞれ別々に開催してございましたが、効率的な会議運営と自治体様の負担

軽減等を図る観点で、今年度から会議を統合し共同で開催するという形にしております。

具体的には、大規模氾濫減災協議会は、平成28年から実施していますが、その中の「避難・水防対策」は、流域治水協議会の緑の帯で書いてある「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」と多くが重複してございまして、それぞれでフォローアップしていましたが、会議を共同で開催することで、一緒にフォローアップしていくという形を取らせていただいております。

その他、右側の特定都市河川の指定は先ほど説明したものであり、下段にあります排水ポンプ車を使用した水防訓練の実施、こちらも地域と一緒にやっているという状況でございます。

9ページ目「事業の進捗状況」、こちらについては、点検でご説明した内容でございます。

10ページ目「事業の進捗状況」の堤防の整備の状況について、点検で説明したものをシンプルにした形で整備状況を取りまとめたものでございます。記載の内容や素材については点検と同じ内容でございます。

11ページ目「進捗の見込み」ということで、点検でもご説明しましたが、当面7年間の事業の内容は、地域と一緒に策定した緊急流域治水プロジェクトに基づいて実施することとしております。

12ページ目「コスト削減や代替案立案の可能性」ということで、上段のコスト削減については、点検でご説明した内容です。

また、最下段にございます代替案立案の可能性についてですけれども、策定した河川整備計画は有識者の皆様や地域住民の意見を聞きながら、最も効率的なものと判断して策定したものでございます。策定後、地形的な制約条件や地域社会の影響等大きな変化はないと考えてございます。

13ページ目、事業の投資効果の算出の流れや方法についてです。まず左側、グリーンの方は、便益を算定する流れでございます。氾濫計算を実施し、想定被害軽減額を算出し、年平均被害軽減期待額を算出して、残存価値を加えて便益を出すという流れは最新の情報に基づき、治水経済調査マニュアルに基づいて算出しております。

また、右側のブルーの総費用に関するところについても、建設費の算出や維持管理費の算出として、事業着手時から概ね30年間の整備費用に加えて、維持管理費として、事業実施後50年間の維持管理費を加えたものをコストとして算出しております。それぞれ、現在価値化をしまして、B/Cを算出するという方法となります。

14 ページ目の「被害額の算出方法」、こちらの被害項目や算出方法や根拠については、治水経済調査マニュアルに基づきまして算出させていただいております。

15 ページ目、「費用対効果分析」について、まず総便益でございます。「河川改修事業に係わる便益」は、洪水氾濫区域における家屋や農作物、公共施設等に想定される被害に対して、年平均被害軽減期待額をマニュアルに基づいて計上するという事で、算出した結果ですけれども、全体事業に対する総便益は、3兆2,700億円と算出しております。

今回は河川整備計画策定時点の評価ですので、全体事業＝残事業ということで、残事業についても同じ数字になっておりまして、一番右の当面7年間の事業、緊急流域治水プロジェクトの事業に対する総便益につきましては、2兆8,090億円と算出しております。

次に、「河川改修事業に係わる総費用」ということで、建設費及び維持管理費を計上したものでございます。こちらの全体事業に対する総費用につきましては、現在価値化後702億円ということで、こちらも全体事業＝残事業という形で同じ数値となっております。当面7年間の事業に対する総費用につきましては、326億円と算出しております。

「算定結果（費用便益比）」でございます。便益を費用で割戻したものについて、まず全体事業では46.6、当面7年間では86.2となっております。

16 ページ目、「貨幣換算が困難な効果等による評価」については、最大孤立者数及び電力の停止による影響人口を、1/100の確率規模で算出させていただいております。図表を見ていただければと思いますが、まず最大孤立者数につきましては、面積ですとか人数は大幅に軽減するという結果が出てございます。なお、河川整備計画の目標規模より、この1/100というのが大きいので、整備後も被害というのは残る状況ではありますが、被害については、大幅に軽減できていると考えてございます。また、電力停止の影響についても、同様に、面積や人口が大幅に軽減できていると考えてございます。

17 ページ目、「関連自治体の意見」ということで、直轄事業負担金を負担していただいている都県の意見を紹介させていただきます。読み上げさせていただきます。

まず東京都様から、『過去の水害実績や流域沿川の人口・資産の集積状況に鑑みて、中川・綾瀬川の河川改修事業の果たす役割は非常に大きい。実施にあたっては引き続きコスト縮減に取り組むとともに、地元の意見を十分に聞きながら事業を推進し、治水安全度の早期向上を図られたい。』と意見をいただいております。

また、埼玉県様からは、『令和5年6月の大雨の際に、県南東部を中心に4,000件を超える甚大な内水被害を受けた埼玉県にとって、中川・綾瀬川の治水対策は県民の安心・安全

を確保する上で、大変重要な課題である。中川・綾瀬川直轄河川改修事業は中川・綾瀬川の治水上の安全性向上に寄与するため、本県にとって必要な事業と考えており、新規放水路の早期着手など、着実に事業を推進いただきたい。なお、事業の実施に当たっては、コスト縮減に十分留意いただきたい。』というご意見をいただいております。

18ページ目は、冒頭ご説明させていただいたまとめでございます。説明としては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【田中委員長】**

それでは、どなたからでも結構ですので、挙手の上、ご発言いただければと思います。事務局からは、必要に応じて、その都度お答えください。

では、手塚委員、よろしくお願いいたします。

**【手塚委員】**

日本大学の手塚です。

こちらにつきまして、整備計画全体の投資効果を見ますと、 $B/C$ という値で46.6と極めて高い値です。したがって、私は事業継続の判断のハードルとして、 $B/C$ が1より大きいかが要件であると考えております。その面からすれば、事業継続は十分に妥当であると思います。

ただし、 $B/C$ が1より大きいというのは、あくまでも事業継続のハードルとして見たときのレートです。したがって、社会的な利益をより高めるという意味でも、例えば、コストの縮減のように、ただし、これはむやみにコストを縮減するという意図ではなくて、技術的によりよい技術があり、品質を下げることなくコストが下がるということであれば、それを取り入れるという意味ですが、全体としての価値を高めるような取組は継続してぜひとも行っていただきたいというところが1点です。

もう1点、 $B/C$ に関連して、46.6という非常に高い経済効果を持っているということについて、より広く知らしめるということも重要である、と考えます。というのは、この投資効果というのは、税金1単位に対してどれだけの効果があったかを考えているもので、これだけ高い価値を生むということ、納税者をはじめとして、広く効果を知らしめるという重要性もある、と考えます。

以上です。

【田中委員長】

事務局から何かありますか。

【小池所長】

ご意見ありがとうございます。

やはり事業を進めるにあたりましては、コスト縮減というのは、引き続き、いろいろな技術的なものも含めて取り組んでまいりたいと考えております

また、先ほどの2つ目のB/Cの投資効果ということで、広く知らしめるところは、その言い方も工夫しながら示していきたいなと思っておりますので、またご指導もいただければと思います。

【田中委員長】

この46.6という数字なのですが、中川・綾瀬川は特に内水氾濫しやすい地域ですよ。そのなかで、全国統一の方法でやっているの、この数字自体には当然問題はないのですが、直轄河川改修事業とあわせて一所懸命、流域の市区町が雨水を川に排水する対策や、県管理河川の河川整備、その先の多くの水路が整備され、雨水を直轄の河川に排水する対策をした条件下での外水氾濫に対する被害軽減なので、それらの整備も併せて進まない、直轄の堤防から溢れなくても実は内水被害が出ているみたいなことが起きるので、流域では河川に排水する対策を進める必要があるというのと、やはり、中川・綾瀬川のような内水氾濫が特に起きやすい川に対してB/Cの出し方というのは、少し国土交通省のほうでも研究いただく必要があるのかなと。これで本当にいいのかなというのは、私なんかは少し感じたりもするんですよ。

直轄河川の計画としては、排水されてくることを前提としたものであり、当然、直轄河川の流下能力が上がるから県も合流できるわけだし、また市区町も河川の流下能力が上がるから水を河川に入れられるので、鶏と卵のようにどちらを先にやるのかという話もあって、非常に難しいとは思いますが、B/Cの値が大きく出るのは流域の条件設定によるところなのかなと。でもそれは地域住民の感覚とちょっと違うような、直轄の河川改修だけをやっても本当は内水浸水するんだよね、みたいな感覚がもしあるのだとしたら、内水被害が本当に多い地域のB/Cの出し方というのは少し研究をされるといいのかな、なんていうように私は少し思いました。

何かありますか。あるいは、私の考えが少し間違っているのかもしれませんが。

手塚委員、よろしくお願いします。

**【手塚委員】**

中川・綾瀬川は、便益の対象となる地域に人口が非常に集中しているということがあるので、B/Cの値としては、この流域は相当高い値が自ずと出てしまい、仮に内水のような効果を入れても、さらに値が高くなる、と思います。この値の高さ自体をPRすべきと申し上げたのは、この事業の重要性や緊急性の観点から、そういったことをより強調しても良いのではないかと考えたためです。

河川事業の事業再評価の印象として、他の事例も同様ですが出たB/Cの結果に対して謙虚であるなどと思います。むしろ、大きな数字が出てしまったけれども大丈夫だろうか、と考えておられるようにも見えます。私の視点としては、B/Cが1以上あるかは、事業継続のハードルとして使えるとは思いますが、1以上に大きい値だった場合にこの数字をどう取り扱うかというところについては、正直申し上げて、なかなか判断のつかないところがあります。事業継続として可、という今回の審議とは別に、さらに高い段階として、内水にも効果があることなども含めて、この事業というのは数字としてこれほどの効果があるということより明示的にする必要がありそうです。B/Cを単なる事業継続か否かのハードルに使うのではなくて、さらに良い指標として使うという議論になったときには、今のような話というのも有用かと思います。

その一方で、現状のB/Cの使い方からすれば、本事業は十分に要件を満たしていることを確認したという作業になると考えます。

以上です。

**【田中委員長】**

私もB/Cの算出方法等を今回の審議として見直す必要があると言っているわけではなく、被害の軽減の考え方として本当は非常に複雑な要因がいろいろ絡み合っているにもかかわらず、外水氾濫あり・なしの被害軽減を算定したものなので、実際は外水氾濫がする頃には、当然ながら内水氾濫は起きています、みたいな。そうすると、その辺りをどこまで考慮しているかによっては、少し便益が大きめに出てしまっているのかなというところを感じたのでということですね。

**【太田計画課長】**

ありがとうございます。

田中委員長がおっしゃるように、この数字だけが一人歩きすると、直轄河川事業だけで被害が軽減し、大きな便益が出るという捉えられ方になってしまう懸念がございます。今回の事業再評価の計算条件としても、都県や市区町が雨水を河川に排水しないとこの便益は発生しません。また都県の河川改修費用や内水を排水するための市区町の内水ポンプの整備費用、そういったものはコストとしてカウントしない計算条件になっております。

今回は直轄事業としてだけを切り出して、ウィズ／ウィズアウトを見るために、直轄事業以外の部分を固定していますが、直轄事業に留まらず、流域全体で実施している治水対策のB／Cを算出するのであれば、市区町や都県のコストも積みつつ、それらが生んだ効果を勘案して流域全体のB／Cのような考え方も、もしかしたらあるかもしれませんが、現時点ではマニュアルの中で評価せざるを得ない状況となっております。

**【田中委員長】**

そうですね。そういうことで、研究課題といえますか、特定都市河川に指定されているし、流域治水を推進しているので、流域としてのB／Cみたいなもの、それでも確実に1は当然超えると思うんですね。でも、そういう値も併せて示していただけるといいのかなと思います。すぐにとという話ではないです。

他に何かご意見ありますでしょうか。

堂本委員、よろしく申し上げます。

**【堂本委員】**

堂本です。よろしく申し上げます。

いまの議論は、私も良いことだと思いますが、1点、16ページ目に、「貨幣換算が困難な効果等による評価」があります。先ほどの話で、ネイチャーポジティブな中川・綾瀬川の川づくりを目指すときに、河川環境も定量目標にしていくことになります。その目標も貨幣換算が困難ですけど、今後の事業再評価において、中川・綾瀬川流域の自然環境をこれぐらい創出したというのも評価できると、より多くの方々に対して、治水事業を進めながらも、自然環境という観点でこれだけ効果を高めましたよと示すことが出来、さらに事業の推進に説得力が出てくるのかなと思いました。これは我々も含めて研究しなければいけないこ

とだと思いますが、そういう切り口がこれから必要になってくるのかなと思っています。  
30 by 30 と言っているわけですから、本当にこれは30%なのということの意味でも  
大事かなというふうに思いました。

以上です。

【田中委員長】

これはコメントということによろしいですか。

【堂本委員】

そうです。大丈夫です。

【田中委員長】

他にありますか。Web参加の方、ご意見ありますでしょうか。

畠瀬委員、よろしくお願いします。

【畠瀬委員】

堂本委員のおっしゃったこと、非常に共感できまして、現段階では（定量評価は）難しい  
とは思いますが、事業に伴って、生物多様性への効果のあるような事業をされること  
もあると思いますので、そういうことが積極的にポジティブに評価できていくといいなと  
思っております。

研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【田中委員長】

もうお一人、中村委員、よろしくお願いします。

【中村委員】

私もコメントをさせていただきます。

便益計算について、今の対象にしているところは空間的にかなり広い領域ですので、平均  
値で総額幾らみたいな議論のほかにも、もし可能であれば、空間的な広がり方、例えば、氾濫  
面積がどう広がっているのかとか、流域の中での氾濫域の分布みたいなものも情報として

出していただけると、それを見てどう思うのかというのはまた人それぞれだと思いますけれども、流域にお住まいの方とか、あるいは、関係の方に対するアピールの資料になるのではないかなと思って聞いておりました。

事務所様はじめ皆様、相当苦勞して頑張っていらっしゃる状況ですから、ぜひ、いい面もより一層情報発信していただけたらと思っております。

以上です。

【田中委員長】

ありがとうございます。よろしいですかね。

【太田計画課長】

ありがとうございます。

面的な広がりについては、点検の資料にもございましたが、多段階浸水想定を現況と短期で比較しながら、それぞれ1/10、1/30、1/50と外力を上げながら、どうやって氾濫域が広がっていくかをお示ししつつあるような状況です。おっしゃるように、事業の効果の示し方として、面的な広がり等も含めて、リスクコミュニケーションが図れるように情報発信していければなと考えてございます。

ありがとうございます。

### ◆議事3 その他

【田中委員長】

他ありますでしょうか。

それでは、質問、コメント等おおよそ出たと思いますので、まとめに入りたいと思います。

この中川・綾瀬川直轄河川改修事業につきまして、現段階においても災害の発生防止・軽減を図るという目的で必要性は変わっていないという、その点に関して特に大きなコメントはありませんでした。それから、B/Cも非常に大きい値が出ているということで、引き続き事業を継続するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田中委員長】

それでは、引き続き事業を継続していただければと思います。

それでは、議事が全て終了しましたので、進行を事務局へお返しいたします。

◆閉会

【田所副所長】

田中委員長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、活発なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

議事のほうはこれで終了となります。以上をもちまして、令和6年度第1回利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会を終了とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

—— 終了 ——